

## 福岡ライフエナジー株式会社 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間： 平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内 容

目 標 1： 年次有給休暇について、半日年次有給休暇の利用の拡大等により、一人あたりの取得日数 10 日以上をめざし、取得を促進する。

〈対 策〉

- 平成 28 年 8 月～ 前年度の年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成 28 年 10 月～計画的な取得に向け、ライン長に対する教育等を実施する。  
朝礼、社内掲示等で従業員への周知・啓発を実施する。
- 平成 29 年 5 月～ 1 年間の年次有給休暇取得実績から、取得がすすんでいない部門  
ライン長に対する注意喚起を行う等、取得促進の徹底をはかる。

目 標 2： 子どもの出生時における育児休業の取得および育児短時間勤務の利用を促進する。

〈対 策〉

- 平成 28 年 9 月～ 現行制度の従業員への周知徹底をはかる。
- 平成 29 年 4 月～ 案内資料等を活用し従業員に対し取得状況の報告を行い、取得促進をはかる。

目 標 3： 平成 30 年 4 月までに、時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し、実施する。

〈対 策〉

- 平成 28 年 10 月～前年度の時間外労働の実態を把握する。
- 平成 29 年 1 月～管理職会議において実態について協議する。
- 平成 29 年 4 月～ノー残業デーの導入に向けて協議する。
- 平成 30 年 4 月～ノー残業デーの実施、文書等により従業員への周知と徹底。